

# 筑西市議会経済土木委員会

## 会 議 録

(平成27年第3回定例会)

筑西市議会

## 経済土木委員会 会議録

### 1 日時

平成27年9月16日(水) 開会：午前10時 閉会：午前11時52分

---

### 2 場所

全員協議会室

---

### 3 審査案件

請願第3号 TPP(環太平洋連携協定)交渉に関する請願  
請願第5号 TPP交渉に関する請願  
請願第6号 米価暴落対策の意見書を求める請願  
議案第59号 市道路線の廃止について  
議案第60号 市道路線の認定について  
議案第63号 平成27年度筑西市一般会計補正予算(第3号)のうち所管の補正予算  
議案第66号 平成27年度筑西市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)  
議案第67号 平成27年度筑西市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)  
議案第68号 平成27年度筑西市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)  
議案第71号 平成26年度筑西市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

---

### 4 出席委員

委員長	金澤 良司君	副委員長	小島 信一君			
委員	藤澤 和成君	委員	森 正雄君	委員	石島 勝男君	
委員	外山 壽彦君	委員	堀江 健一君	委員	秋山 恵一君	

---

### 5 欠席委員

なし

---

### 6 議会事務局職員出席者

書記 大山 知美君

---

委員長 金澤 良司

○委員長（金澤良司君） 皆さん、おはようございます。ただいまから経済土木委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順番で、先に請願3件を審査していただき、その後、執行部に入室していただき、市道路線議案2案、平成27年度補正予算議案4案、企業会計未処分利益剰余金処分議案1件について、それぞれ審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金澤良司君） それでは、まず請願第3号「T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する請願」であります。

この請願は、意見書の提出を求めていますので、参考としてお手元に意見書（案）を配付してあります。

なお、この請願は、請願提出者からの議会参加申し込みがありましたので、説明と意見等の陳述があります。

〇〇様、説明と意見等の陳述を願います。よろしくお願ひします。

○請願提出者 よろしくお願ひします。

本日は、J A北つくばより提出しております、T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する請願のために貴重な時間をいただきまして、大変ありがとうございます。ただいま紹介を受けました、J A北つくばで総務を担当しております〇〇といひます。よろしくお願ひいたします。

私より請願における趣旨の説明のほうをさせていただきます。請願書にもありますが、7月末に行われました、T P P閣僚会合につきましても、知的財産の分野の保護期間、乳製品の関税及び自動車の関税など、未解決な部分を残したまま終了になりましたけれども、今後10月上旬にも再度閣僚会議が模索されるということで、予断を許さない状況にあります。

J A北つくばとしましても、政府が平成25年4月に衆参両院で採択されました国会決議、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物など農林水産物の重要品目について、引き続き再生可能となるよう、除外または再協議することの決議を全うすべく強く要請しております。特に農産物の産出額全国2位であります本県におきましては、米、畜産について関税を撤廃すれば甚大な影響が予想されます。農業者につきましても、廃業の瀬戸際に立たされることも間違いないと思っております。

特に筑西市につきましても、米の生産額は県内1位でありまして、J A北つくばでも筑西市管内で取り扱っております米の袋数ですけれども、43万8,000袋を取り扱っております、J A北つくば管内の66%が筑西市、この中での取り扱いとなっております。

また、筑西市につきましても、米の生産調整にも大いに貢献しておりまして、今年度飼料米の転換を積極的に取り組んでおります。今年度、県内7,000ヘクタールの飼料米の転換がございましたけれども、そのうち筑西市におきましては、10%強、720ヘクタールが飼料米の転換をしております。つまり、畜産関係が壊れますと、この飼料米の転換ですね、米の政策転換自体が、もう危うくなってきますので、みずか

らの手で、それを壊してしまうという状況にもなります。

また、TPPにつきましては、それ以外にも残留農薬とか、食品添加物、また遺伝子組み換えの種子などの食の安全ですね、それもありますし、国の主権を目指すISD条項ですか、そちらもありまして、国民の暮らしや命にかかわる重要な課題につきましても、問題、不安が山積みになっております。

そして、交渉自体が秘密交渉ということでもありますので、内容が公開されておられません。国民の不安を増大させないように明確な説明を望んでいきたいと考えております。JAとしましても、引き続き地域農業、地域社会を守るための取り組みを精力的に展開してまいります。

つきましては、私どもの意をお酌み取りいただきまして、請願書にあります2項目ですね、1、農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保を最優先し、交渉脱退も含め衆参両院の農林水産委員会における国会決議を遵守すること。2、交渉により収集した情報について、国民に十分な情報開示を行うことを強く要請いたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（金澤良司君） たいま〇〇様より説明がございました。

それでは、審査をお願いいたします。質疑がございましたら、お願いいたします。

小島委員。

○副委員長（小島信一君） きょうは、北つくば農業協同組合の代表の方、ありがとうございました。

実は、このTPPの情報開示というのが、よくなされていないというのは私も非常に不安に思っているところなのです。もしJAさんのほうで、今も話が出ていましたけれども、残留農薬の問題とか、それから遺伝子組み換えの種子があるという話が出ましたが、もう少し資料がもしありましたら、ここでちょっと参考にご開示願えればと思うのですが。

○委員長（金澤良司君） 〇〇様。

○請願提出者 具体的な内容、残留農薬及び遺伝子組み換えにつきましては、正直資料としては持ってきていませんけれども、細かなことにつきましては残っております。そのほか、特に農業関係になりますと、豚肉、牛肉ですかね、牛肉の関税を最初9%まで下げるということもありまして、どうしても畜産とお米につきましては、茨城県につきましては、重大な問題になってきますので、その点を含めてJAとしまして対処していくという考えでございます。ちょっと答えになっていませんが、済みません。

○委員長（金澤良司君） 小島委員。

○副委員長（小島信一君） 結構です。

○委員長（金澤良司君） 森委員。

○委員（森 正雄君） TPPについては、やはり情報がないという中で、懸念される材料が多々あります、確かに。今、部長が説明してくれたとおりなのですが、しかしこれから大きな、いわゆるTPPもEPAですけれども、EPA、FTAが、これは世界的な流れの中で、TPPがどう妥結していくかというのは、これは置いておいたとしても、そういう流れになっていくのだろうと。自由貿易という流れになっていくという中で、北つくば農業協同組合さんのほうでも、今回の請願については、私は紹介者という立場で賛成の立場なのですけれども、今後そういう大きな流れの中で受け身の、請願も運動として重

要なことですけれども、そういう流れの中で、どう対応していったらいいのか。つまり、守りではなくて攻めと、いわゆるこれからの農業の流れというのは、大農家というのは直販に走ると思うのですよね。北つくば農業協同組合さんは、大農家にない資力、中農家、あるいは零細農家、そういう農家を、しっかりと販路を広げていってあげる、実需者を開拓していってあげるという立場が、これから農協の求められるところなのかなと私は思っているのです。そういう意味で、今回のTPPの請願、いわゆる守りの請願も大事ですけれども、一方での攻めの請願、そういったところも今後思料していただきたいという思いがあります。

以上です。

○委員長（金澤良司君） ○○様。

○請願提出者 国で農業改革が可決されまして、北つくば農業協同組合としまして、守りだけでなく、攻めの農業ということで、自己改革、農業者の所得を上げる、増大させるというのを基本に北つくば農業協同組合もやっております。そのために、今これから取り組もうということで、税の指導、あとは市場対応、特に北つくば農業協同組合であれば、筑西市であればお米、買い取り米ということで、直接お米を買い取って販売しておりますけれども、そういう消費者との駆け引きですね、そういうことができる専門性を持った職員を育成しまして、北つくば農業協同組合から発信して所得を上げていただく、お金を取っていただくということで、攻めの農業、北つくば農業協同組合を目指しておりますので、これからも頑張っていきたいと思っています。

○委員長（金澤良司君） 森委員。

○委員（森 正雄君） そのとおりですよ。攻めの最たるものというのは、やはり輸出だと思うのです。そういった意味で、今議論になっていきますけれども、GIですね、地理的産物の保護、アイデンティティーを、この地域ならではの、いわゆるJA北つくばという、そういう1つの名前ですね、そこでできたものだというような、いわゆるGI、地理的表示、そういったものも加味して、そこらも研究していただきながら、この地域の農産物というアイデンティティーを表に出した販売戦略といいましょうか、そういうところを考えていただきたいというふうに思います。これは要望です。

○委員長（金澤良司君） 堀江委員。

○委員（堀江健一君） 森委員がいろいろお話をしてくれましたのですけれども、北つくば農業協同組合さんに対して。私も全くそのとおりだと思うのです。ここにも書いてあるように、このTPPに関しては、米、麦、牛肉、5つ挙げられていますけれども、これはやはり北つくば農業協同組合さんが全力を尽くして、これは守ってもらわなくては、これから農家の人は生きていけないと思うのです。こういうことは北つくば農業協同組合さんに頑張ってもらいながら、さらには、こういったやつをブランド化、行政で幾らやるやらないといっても、やはり農家さんと一番直接関係があるのは農協なのですよね。だから、北つくば農業協同組合さんが、やはり農家の所得は米、麦、牛肉、それとこれに対してブランド化して、そして今、森委員さんが言ったように海外へ輸出する、販路を拡大するという、そういった方法も、これから北つくば農業協同組合さんとしては、私は進めていただきたいなと思う。でないと、農家は単独では生きていけないと思うのです。その辺、私はお願いしたいと思います。この請願は、全くこのとおりだと私は思いま

す。賛成です。

○委員長（金澤良司君） 次ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金澤良司君） 以上で審査を終了いたします。

これより採決いたします。

請願第3号「TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する請願」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（金澤良司君） 挙手全員です。よって、本件は採択と決しました。

なお、本請願は、意見書の提出を求められておりますので、最終日に意見書（案）を議員提出議案として提出することになります。

その際の提出者を委員長の私とし、賛成者をただいま賛成いただきました、委員の皆様といたします。

以上で請願第3号の審査を終了します。

〇〇様、ご苦勞さまでした。退席願います。

〔請願提出者退席〕

○委員長（金澤良司君） 次に、請願第5号「TPP交渉に関する請願」であります。

この請願は、意見書の提出を求めていますので、参考としてお手元に意見書（案）を配付してあります。

なお、この請願は、紹介議員の説明があります。

三浦議員、説明をお願いします。

○紹介議員（三浦 譲君） おはようございます。よろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。

それでは、内容の説明ですけれども、先ほどJA北つくば提出の請願と内容はほぼ同じです。

まず、7月にハワイでTPPの閣僚会合を行いましたけれども、これは日本とアメリカは合意をしていますが、ここのハワイで決着をつけようということでしたけれども、ほかの国々からの反対の声があって、まとまらなかったという経過があります。

日米の2国間協議の中身は随分進んでいて、米については、米国産米・豪州産米合わせて8万トンの特別輸入枠というのを設定しまして、今までのミニマムアクセスのほかに輸入をするという取り決めが内部で合意されているというふうに報道されています。そのほかにも牛肉の関税、豚肉などあって、麦も同様、それから乳製品の輸入、こういったものも枠として、交渉上、枠という形での合意をつくっています。

そういうふうにして、農産物の重要5品目は交渉から除外するという国会決議があるのですが、しかし日本は、その5品目全てで譲歩しているという状況があるということです。国会決議に違反していることは明白なので、今までの譲歩提案というのはどういうものを中身を公表して、直ちに撤回するべきだという要求です。

それから、米国議会にとってのTPPの問題は、確かにTPAという議会の中での議決によって大統領に権限が与えられているということになっておりますけれども、実際は議会が最終的に、その交渉の内容を議決するということがあって、議会が優位になっています。それで、大統領が合意内容を、これでいい

といっても、議会在認めるどうかというのは、まだ不透明です。仮に交渉が合意しても、もっと譲歩させろという議会側からの要求に迫られる可能性があるということもあります。

それから、こういったことから、TPP交渉からの撤退を求めるということで、請願事項の2項目、合意内容を公表して、国会決議に違反する合意は撤回すること、2つ目として、TPP交渉に関する国会決議を遵守して、守れない場合は交渉から撤退するという要求の項目になっています。よろしくお願ひします。

○委員長（金澤良司君） ただいま三浦議員より説明がございました。

皆さんのご意見、石島委員。

○委員（石島勝男君） 今、説明がありまして、このTPP交渉に関する請願、第5号についての中で、重大な譲歩提案ということで、その中身について、ちょっとお聞きしたいと思います。

また、交渉参加国にとって、この受け入れがたい「為替条項」という中身について、勉強不足で申しわけないのですが、わからない点がありますので、その2点について詳細に説明をお願いしたいと思います。

○委員長（金澤良司君） 三浦議員。

○紹介議員（三浦 譲君） 合意事項というのは、日米間の合意事項で、日米間の合意事項に合わせるようにほかの国も自分の国が有利になるように要求をしてくるので、日本も合意せざるを得なくなっているという状況ですけれども、米については、先ほど言いましたように特別輸入枠というのを、アメリカには5万トンだとかというふうに特別の枠をつくる、今はミニマムアクセス米、義務的な輸入は77万トン入れているのですけれども、それをふやすということは、日本は考えてはいませんけれども、強く要求されるものですから、もっとハードルを下げろということで、特別枠という工夫をして5万トンの輸入枠をつかって交渉、その辺で妥結をしたようだと。正式な情報は発表されていないので、秘密交渉なので、いろいろな報道から、そういうことが出ているということです。それから、牛肉の関税というのも、15年をかけるわけですけれども、これも関税のパーセントをずんずん下げていくということです。豚肉も同じように下げていくと。やり方はいろいろあるのですが、といったことがあります。

それから、もう1つの質疑で、為替条項、申しわけないのですが、為替条項については、私よく存じていないので、ちょっと答えられない。申しわけありません。

○委員長（金澤良司君） 森委員。

○委員（森 正雄君） 三浦議員、ご説明ありがとうございました。確かにこの請願事項、ごもっともというふうに捉えているのですけれども、今、石島委員への説明もありましたけれども、例えば米国産と豪州産の8万トン特別輸入枠の設定とか、あるいは牛肉の、いわゆる関税、あるいは豚肉の差額関税、ここに列挙している、あるいはTPAの法案に対する懸念、いわゆる大統領貿易促進権限に対する懸念、これが書いてありますけれども、まだ情報が伝達されていないところがあって、憶測の域、推測の域だというような段階で、非常に文面が、いわゆるハードといたしましうか、厳しい文言になっているという中で、この趣旨はよくわかりますけれども、私としては、もうちょっと情報が入るという前提が必要なのだろうというふうに思います。したがって、できれば委員長、継続審議ということで、お諮りをいただければありがたいです。

○委員長（金澤良司君） 次ございますか。

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○委員長（金澤良司君） ただいまの森委員から継続審査というような話もありましたが、あとございますか。

堀江委員。

○委員（堀江健一君） 今、三浦議員のほうから説明があったし、森委員さんから話もあったのだけれども、確かにこれは不透明なのだよな。これは公表はしないのだ、最後まで。決まってもな。だから、こちらのところ、やはりみんな農家の人は心配しているわけなのだよな。公表すれば何ら問題はないのだけれども、これはあくまでもうわさといえましょう、決定的なものでもないのだよな、確かに。だけれども、この請願事項は、確かにこういうことがあった場合にはまずいから、この請願事項どおりに2つの項目、撤退してもらわなくてはならないのだけれども、でもそのところが、まだ不透明なので、これはどういうものかな。継続審議でもいいし、賛成しても構わないし、内容的には、これは請願第3号と大体同じような内容なのだよな。ただ、中身のことを今度言っているわけだな。

○委員長（金澤良司君） 外山委員。

○委員（外山壽彦君） 1つだけ確認させてもらいたいのですが、このTPP交渉は、あくまでも最初から秘密交渉ということで始まってやっていますよね。ですから、今言われたように情報公開ということになれば、これは決定してから出るか出ないかわからないし、だからあくまでも秘密交渉で、これは参加しているので、その辺の判断がちょっと難しいなと思うのですが、三浦議員さん、説明者は、いずれは、これは情報公開されると思いますか、決定後でも決定前でも結構ですが、そういうのは説明者としてはどのように捉えているのでしょうか。

○委員長（金澤良司君） 三浦議員。

○紹介議員（三浦 譲君） TPPの規定で、3カ国の規定で、これが締結されて発効しても一定の期間は秘密、発表しないということが前提での交渉になっています。でないともとまらないと。その期間は、ちょっと今うろ覚えですけども、たしか12年かそこらだと思います。

○委員長（金澤良司君） 次ございますか。

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○委員長（金澤良司君） あと何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金澤良司君） 以上で審査を終了します。

ただいま森委員から継続審査という発言がございました。最初、それを採決したいと思います。

継続審査に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（金澤良司君） 挙手多数で、継続審査といたしたいと思います。

本件は、閉会中もさらなる慎重審議が必要と思われます。ついては、本件を継続審査とすることにご異議ございませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金澤良司君) よって、本件は継続審査と決しました。

以上で請願第5号の審査を終了します。

続いて、請願第6号「米価暴落対策の意見書を求める請願」であります。

この請願は、意見書の提出を求めていますので、参考としてお手元に意見書(案)を配付してあります。

この請願は、紹介議員の説明があります。

三浦議員、説明願います。

○紹介議員(三浦 譲君) 米価暴落の対策を求めるという中身ですけれども、ご承知のように昨年度、前年比で3,000円ほど1俵当たり値下がりをしたという状況があって、大問題になっているところです。それで、農家の手取りというものが、非常に少なくなっているということで、経費の中で労賃、物財費というのがありますけれども、労賃はほとんど出ない。物財費も出ないような状況になっているということでの深刻さということです。

それで、今年度の早場米のJAの概算金は、国の、高知県とか、あっちのほうで出ていますけれども、大体昨年と比べて300円から1,200円の値上げにとどまっているということで、3,000円落ちたけれども、3,000円回復というわけにはいっていないということで、農家にとっては大打撃で、大規模農家、集落営農の担い手層の経営を直撃しているということです。これでは規模拡大どころか、離農が進むことになりかねないということを訴えています。しかも、政府のやり方としては、米の直接支払交付金、これが昨年度から半減、1万5,000円が7,500円になっています。それから、米価の変動補填交付金も廃止になっています。といったことから、農家の収入になる部分は、ますます減ってきていると、経営困難をもたらしているという状況です。

それから、このままでは、昨年との舞になりかねないということで、政府としては、どういう対策をとっているかと、最初は市場に任せるというふうに国会でも答弁しておりましたけれども、だんだんに世論に押されて、融資と、無利子のつなぎ資金だとか、そういった融資の通知をするようになったとか、コスト削減、これは規模拡大がほとんどですけれども、などへの助成策を打ち出しています。しかし、需給については、相変わらず市場任せということで、国が関与するものではないという立場をとっています。それから、2018年産米からは、生産調整が廃止という今の方針ですので、需給と価格というのは、ますます不安定になっていくと、調節がつかなくなってしまうということが危惧されております。

こういった状況の中で、国が進めている飼料米への転換、これにはみんなが協力しているわけですが、しかし先ほどのTPP交渉でも、やはりミニマムアクセス以外の特別輸入枠の合意ということが実質的にされているという報道がありますけれども、そうなってくると、ますます米余り現象というものがひどくなって、米価は下がっていくということになります。

そういうことから、4項目の請願事項をここで述べていますけれども、読んでいきます。1つ目、価格の暴落と流通の停滞の原因は過剰米にあることは明らかであり、過剰米の市場隔離など、明確な出口対策を実施するなど、米穀の需給調整に直ちに乗り出し、米価の回復を図ること。

2つ目、米直接支払交付金の半減措置と米価変動補填交付金の廃止の撤回、生産意欲の持てる飼料用米

等への助成水準の引き上げなど、農家の経営安定対策をとること。

3つ目、2018年産米からの生産調整廃止方針を撤回すること。

4つ目、T P P交渉における米国産米・豪州産米の輸入特別枠の合意を直ちに撤回することということが請願事項となっています。

以上です。

○委員長（金澤良司君） ただいま三浦議員から説明がございました。

それでは、審査を願います。質疑あれば、お願いします。

石島委員。

○委員（石島勝男君） 今の説明の中で、米の需給関係ですね、今、米価の下落によりまして、農家そのものが、本当に疲弊している状況なわけなのですが、その中で、国が関与しないといいなながらも、反面、さきの請願第5号の中でありました、米の特別枠ですかね、5万トン輸入とか、そういう状況でいっていること、行動していることが、私個人で思うのですが、国内状況から見て、意気込みを感じる状況なのですよ。そういう中で、この趣旨の中に書いてあります、農家手取り8,000円台の水準ということで、これでは労賃はもとより、いろいろ生産資材や確保できない価格ということで、一応書いてあります。

そういう中で、農家によって耕作面積やら、生産資材、また農機具、その他もろもろの経費がかかっている状況でございますが、60キロ当たり収支ラインですね、どのくらいだと思っているか、その点ちょっとわかれば教えてもらいたいと思うのですが。

○委員長（金澤良司君） 三浦議員。

○紹介議員（三浦 譲君） これは農水省のほうで、全国で調査して数字を出しているのですけれども、生産費、これは平成25年に調査したものですけれども、60キロ当たり1万5,229円というふうに出しています。これから見ると、現在の米価は非常に低い、再生産できないという状況です。

○委員長（金澤良司君） 森委員。

○委員（森 正雄君） これは確かに今回早場米の概算金が、この額になっているわけですが、今、全国農業協同組合連合会での、いわゆる概算金の払いが1万ちょいぐらいだったと思います。これからJ A北つくばでも、これは買い取り米の価格が出てくるというふうに思いますけれども、おおむね1万1,000円近くいくのかなと、それも期待も込めてなのですが、幾らか需給が締まっているというような状況にあるわけですよ。現状ナラシに加入していればプラス1,500円、そうすると1万2,500円、それと支払交付金7,500円、反当。そういうもろもろで、大体1万3,000円ぐらいは何とか確保、ことしは1俵当たり1万3,500円ぐらいいけばいいなというような今思っているところなのですが、そういう中で、この飼料米の作付がふえて、徐々にですけれども、需給が締まっている状況の中で、私もこれは米価が下がるのは本当に懸念するところなのですが、要旨が、請願事項が、これは議決といいましょうか、承認なのでしょうけれども、要旨がどうも私はいろいろな部分で過激な言い回しがどうもひっかかる場所がありまして、その辺でちょっと賛成にしようかな、中間にしようかな、反対にしようかなというところで迷っているところですが、意見なので、ちょっと。

○委員長（金澤良司君） 次ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金澤良司君) 質疑ないようでございますので、以上で審査を終了します。

これより採決いたします。

請願第6号「米価暴落対策の意見書を求める請願」について、賛成者の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長(金澤良司君) これは賛成、反対同数です。

(「じゃ、委員長だよ」と呼ぶ者あり)

○委員長(金澤良司君) 私、賛成したいと思います。

では、賛成多数で……

(「同数ではないですよ」と呼ぶ者あり)

○委員長(金澤良司君) 賛成少数です。済みません。賛成少数でございます。よって、不採択と決しました。

以上で請願第6号の審査を終了します。

三浦議員、説明ありがとうございました。退席願います。

[紹介議員 三浦 譲君退席]

○委員長(金澤良司君) 以上で請願の審査を終了します。

それでは、執行部の入室をお願いいたします。

[執行部入室]

○委員長(金澤良司君) ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時40分

---

再 開 午前10時52分

○委員長(金澤良司君) 再開いたします。

それでは、議案審議に入ります。

初めに、本日審査いたします、議案第71号について上下水道部水道課より資料が届いておりますので、配付を許可いたしました。

続いて、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

それでは、各議案について、所管部ごとに審査してまいります。

初めに、経済部です。

議案第63号「平成27年度筑西市一般会計補正予算(第3号)」のうち、本委員会の所管について審査してまいります。

また、議案第63号については、複数の部にまたがるため、各部の審査の終了後、採決したいと存じます。

それでは、議案第63号「平成27年度筑西市一般会計補正予算(第3号)」のうち、経済部所管の補正予

算について説明を願います。

まず、内藤農政課長、お願いします。

○農政課長（内藤雅之君） 農政課の内藤です。よろしく願います。

議案第63号「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」の中、農政課所管の補正予算につきましてご説明を申し上げます。

6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。款16県支出金、項2県補助金、目6農林水産業費県補助金、節1農業費補助金、細節101、経営体育成支援事業補助金570万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、事業費の内定によるものでございます。詳細につきましては、歳出にてご説明させていただきます。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。歳出でございます。款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節19負担金補助及び交付金で570万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。事業概要でございますが、人・農地プランにおいて担い手として位置づけられた経営体等が、農業機械等を導入する際に補助金を交付し、主体的な経営展開を支援するものでございます。補助率は30%となっております。今回、嘉田生崎地区と大村地区が内示を受けましたので、不足分の増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願います。

○委員長（金澤良司君） ただいま内藤農政課長から説明がありました。

質疑を願います。

森委員。

○委員（森 正雄君） これは今の補助金は何地区ぐらいあったのですか。

○委員長（金澤良司君） 内藤農政課長。

○農政課長（内藤雅之君） 嘉田生崎地区と大村地区で2件でございます。ただ、今回補正分は2件なのですけれども、それ以前に10件ありまして、合計12件となっております。

○委員長（金澤良司君） 小島委員。

○副委員長（小島信一君） 私も今までの利用状況を概括的に教えてくださいという質疑だったのですが、2つの制度、どちらも助成金制度なのですよね。経営体育成支援事業補助金と、それから農産振興条件整備支援事業費補助金という、2つ両方とも概括的に今までの利用状況をお願いします。

○委員長（金澤良司君） 内藤農政課長。

○農政課長（内藤雅之君） この補助事業の過去の利用ということで、平成26年度は3件でございます。平成25年度につきましては8件でございます。

○委員長（金澤良司君） 次でございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金澤良司君） 質疑を終結いたします。

次に、須藤水田農業振興課長、説明願います。

○水田農業振興課長（須藤忠之君） 水田農業振興課、須藤です。よろしく願います。

それでは、議案第63号「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」でございますが、水田農業振興課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入でございます。款16県支出金、項2県補助金、目6農林水産業費県補助金、節1農業費補助金、説明欄になりますが、29農産振興条件整備支援事業費補助金245万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。補助金額の内定によるものでございます。詳細につきましては、歳出でご説明させていただきます。

続きまして、10ページ、11ページをお開き願います。歳出でございます。款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節19負担金補助及び交付金、説明欄になりますが、農産振興条件整備支援事業、19負担金補助及び交付金、12その他補助金でございますが、農産振興条件整備支援事業補助金としまして、歳入でご説明申し上げました金額と同額の245万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容でございますが、買ってもらえる米づくり条件整備型の事業でございます。環境に配慮した米づくりや高品質米の生産に貢献する機械等の導入を支援するものでございます。明野地区の営農集団の方から被害米や異物等の選別精度を向上させるために色彩選別機の導入要望があったものでございます。補助率でございますが、事業費の3分の1以内となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（金澤良司君） 説明が終わりました。

質疑を願います。

森委員。

○委員（森 正雄君） 先ほどと同じように何件くらい要望があったのですか。

○水田農業振興課長（須藤忠之君） 1件です。今年度は明野地区の営農集団ということで、要望がありました。

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○水田農業振興課長（須藤忠之君） 済みません。

○委員長（金澤良司君） 小島委員。

○副委員長（小島信一君） 私は少し勉強不足で、先ほどの農政課のほうと区別がつきませんでした。もう1度聞きますが、経営体育成支援事業と、先ほどのですね、今回の農産振興条件整備支援事業というのを、明確に違いというのを、そのところをもう少し教えてください。

○委員長（金澤良司君） 須藤水田農業振興課長。

○水田農業振興課長（須藤忠之君） 県の事業でございます。事業の目的としまして、新規需要米の作付拡大推進に必要な集荷施設の改修とか、そういった食料自給率の向上を図るものと、大粒のおいしい米や環境に配慮した米づくりを実践しということで、営農用機械設備の導入を支援する、このたびの水田農業振興課のほうの買ってもらえる米づくりということで、2本立てとなっております。

○委員長（金澤良司君） 菊池経済部長。

○経済部長（菊池雅裕君） 私のほうから補足で説明させていただきます。

農産振興条件整備支援事業と経営体育成支援事業は補助対象者が全く違うということが1つございま

して、先ほど水田農業振興課長がご説明しました農産振興条件整備支援事業につきましては、3軒以上の営農集団が申請する場合に、それが事業主体の要件というふうな形になってございます。

それと、先ほど農政課長がご説明しました、経営体育成支援事業につきましては、市の人・農地プランに位置づけられた経営体が申請できるというふうな形で、全く補助率等につきましては、10分の3という形で同じなのですが、対象者が全く違うというところが大きく違っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（金澤良司君） あと質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金澤良司君） 質疑を終結いたします。

以上で経済部の所管について審査を終わります。

退室ください。

次に、土木部所管の審査に入ります。

議案第59号「市道路線の廃止について」、審査をしていきたいと存じます。

それでは、道路維持課から説明を願います。

渡邊道路維持課長、お願いします。

○道路維持課長（渡邊道記君） 道路維持課の渡邊です。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

それでは、議案第59号「市道路線の廃止について」ご説明申し上げます。道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線を別記のとおり廃止する。

2ページをお開き願います。廃止路線数は、下館地区2路線、明野地区1路線でございまして、廃止総延長は1,209.92メートルでございます。

路線廃止の理由でございますが、調書番号1番、下4ブロックの6号線及び調書番号2番、下4ブロックの7号線につきましては、川島地区において企業の社員住宅建設のために認定した道路でありましたが、土地利用の変更により、道路としての役目が終了しましたために廃止するものでございます。

調書番号3番、明82251号線につきましては、県道東山田岩瀬線のバイパスの整備に伴い、市道の一部が県道になるため廃止するものでございます。

次ページが、市道廃止路線位置図でございます。その次のページからが、市道路線廃止図でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（金澤良司君） 質疑を願います。

小島委員。

○副委員長（小島信一君） 廃止の理由がよくわかりましたので、理由のほうはよろしいのですが、認定、廃止になった後の土地の部分、その道路ですね、廃止になった道路というのは、その扱いですね、道路法上、どういう扱いになるのですか。

○委員長（金澤良司君） 渡邊道路維持課長。

○道路維持課長（渡邊道記君） 全てではございませんが、公図上、もともと道路としての敷地ではござ

いません。個人敷地、いわゆる先ほどご説明しました、民間企業の社宅であったために道路の一部として当時認定したものでございます。それで、その部分が認定を外して、公図上は道路としての一切の表示はされてございませんので、その辺の手続は不要かと思えます。

○委員長（金澤良司君） あとございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金澤良司君） 質疑を終結いたします。

これより議案第59号の採決をいたします。

議案第59号「市道路線の廃止について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（金澤良司君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第60号「市道路線の認定について」、審査をしていきたいと存じます。

それでは、道路維持課から説明を願います。

渡邊道路維持課長。

○道路維持課長（渡邊道記君） ご説明いたします。

議案第60号「市道路線の認定について」ご説明申し上げます。道路法第8条第2項の規定に基づき、市道路線を別記のとおり認定する。

2ページをお開き願います。認定路線数は、下館地区4路線、明野地区1路線、協和地区1路線、計6路線でございまして、認定総延長は1,887.7メートルでございます。

路線認定の理由でございますが、調書番号1番、下1ブロックの370号線につきましては、寄附採納により法定外道路を拡幅いたしましたので、認定するものでございます。

調書番号2番、下4ブロックの6号線及び調書番号3番、下4ブロックの7号線につきましては、前議案第59号で廃止されました路線の終点を変更いたしますので、再認定するものでございます。

調書番号4番、下5ブロック、861号線につきましては、土地改良区により整備された道路でございまして、認定漏れにより今回認定するものでございます。

調書番号5番、明82251号線につきましては、前議案第59号で廃止されました路線の起点を変更いたしますので、再認定するものでございます。

調書番号6番、協1362号線につきましては、県道高田筑西線のバイパスの開通に伴い、本年度中に現県道部の移管を受ける予定でございますので、市道として認定するものでございます。

各認定路線の起点、終点及び延長、幅員については記載のとおりでございます。

次のページが、市道認定路線位置図でございます。次のページからが、市道路線認定図でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

○委員長（金澤良司君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

外山委員。

○委員（外山壽彦君） 調書番号4番、下5ブロック861号線は、これが備考として認定漏れということ

で、今回認定することになるわけですが、今現在はどのような状況になっているのですか。

○委員長（金澤良司君） 渡邊道路維持課長。

○道路維持課長（渡邊道記君） お答えします。

現況では、路線沿線には住宅地等も張りついていまして、一般道路と同じような形状になっております。

○委員長（金澤良司君） 外山委員。

○委員（外山壽彦君） といいますのは、今回認定を正式にするわけですが、今現在も道路として使用されているということで、理解してよろしいのですか。

○委員長（金澤良司君） 渡邊道路維持課長。

○道路維持課長（渡邊道記君） お答えします。

先ほどご説明しましたように沿線には住宅地も張りついていますので、行きどまり道路ではございますが、道路の形態として活用されているものと思われまます。

○委員長（金澤良司君） 小島委員。

○副委員長（小島信一君） 明82251号線なのですが、これは山田線ですよね。県道なので、これが県道整備のため、一旦廃止して再認定した。そうすると、少し残るのですよね。この図でいうと、これは数十メートル部分ですかね、認定が残るのですけれども、そのこの部分の道路の扱いはどうなるのでしょうか。

○委員長（金澤良司君） 渡邊道路維持課長。

○道路維持課長（渡邊道記君） お答えします。

数字的には、県道、バイパスによってなくなる延長はわずかでございます。396メートル廃止して、352メートルの再認定でございまして、短くなる延長が44メートルとなります。

○委員長（金澤良司君） 小島委員。

○副委員長（小島信一君） その扱いですね、道路法上、どういう扱いになってしまうのですか、これは。

○委員長（金澤良司君） 渡邊道路維持課長。

○道路維持課長（渡邊道記君） お答えします。

延長が短くなるだけで、従来の路線と同じ扱いになるものと思われまます。

○委員長（金澤良司君） 小島委員。

○副委員長（小島信一君） このこの部分ですよね、これは残るのですけれども、この扱いは、ただの赤道になってしまうのか、どうなのかをお聞きしているのですけれども。

○委員長（金澤良司君） 渡邊道路維持課長。

○道路維持課長（渡邊道記君） 失礼しました。短くなった部分につきましては県道用地となります。

○委員長（金澤良司君） あとございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金澤良司君） 質疑を終結いたします。

これより議案第60号の採決をいたします。

議案第60号「市道路線の認定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕



○委員長（金澤良司君） 挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第63号「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」のうち、土木部所管の補正予算について説明を願います。

まず、渡邊道路維持課長、説明を願います。

○道路維持課長（渡邊道記君） 道路維持課所管の一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

6、7ページをお開き願います。歳入でございます。款15国庫支出金、項4交付金、目8土木費交付金、節1土木費交付金の5,104万6,000円の計上をお願いするものでございます。これは国からの内示時期の関係から、今回補正を行うものでございまして、交付率55%です。市内8カ所における国補道路維持補修事業で、合計2,780メートル、事業費で9,281万1,000円でございます。

10、11ページをお開き願います。歳出でございます。款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費、説明欄、◎道路維持補修事業の節15工事請負費の道路維持補修工事費2億円の増額をお願いするものでございます。舗装補修工事3,650メートル、その他69カ所の道路修繕、側溝修繕及び側溝布設工事を行う予算でございます。

また、節16原材料費でございますが、4,000万円の増額をお願いするものでございます。これは老朽化した道路及び排水路の補修工事に必要な砕石、アスファルト合材等の購入費でございます。

また、節19負担金補助及び交付金でございますが、375万円の計上をお願いするものでございます。下館駅構内西側に位置する踏切内において、関東鉄道常総線に関する部分の補修が必要となったため、補修費750万円のうち道路管理者分2分の1を負担するものでございます。

次に、同説明欄、◎国補道路維持補修事業の節13委託料の計上をお願いするものでございます。国補道路維持補修事業に伴いまして、道路維持補修設計委託料1,451万円でございます。

また、節15工事請負費として、道路維持補修工事費として市内8カ所、2,780メートルの補修として9,840万円の計上をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（金澤良司君） 説明が終わりました。

質疑を願います。

小島委員。

○副委員長（小島信一君） 工事請負費2億円計上されていますが、これは年次計画で、多分あちこち上がっているのだと思うのですが、こういう年次計画でどこをどういうふうにするというのは内部できちつと優先順位というのですかね、それはあるものなのですか。

○委員長（金澤良司君） 渡邊道路維持課長。

○道路維持課長（渡邊道記君） お答えします。

基本的には、自治会等から上がってきた要望に対処すべき予算をベースに考えておりますが、それ以外でも幹線道路等で舗装の劣化がひどい路線につきましては、現段階で補修をかけておいたほうが、将来的に考えますと、コスト削減になるということで、数カ所は舗装補修工事を計画しております。

○委員長（金澤良司君） 小島委員。

○副委員長（小島信一君） 一般質問でもやったのですが、道路補修の優先順位がどうなっているのだというの、市民から時々出るので。優先順位を上げてほしいという希望からなのだろうと思うのですが、これは要望として強くやればということなのですが、繰り返しゃればということなのか、その辺ちょっと教えてください。

○委員長（金澤良司君） 渡邊道路維持課長。

○道路維持課長（渡邊道記君） お答えします。

要望も多数出されている中で、全体事業費の関係もありますし、あとに対応するためには、費用対効果の問題もいろいろございまして、一概に回数の要望、お願いしたいとか、そういうことございまして、要望が上がった段階、私どもでは現地を調査させていただいた上で、危険性、緊急性を伴うものはもちろん、それを優先させていただいた上で、状況次第で進めさせていただきますので、ご理解をお願いします。

○委員長（金澤良司君） 小島委員。

○副委員長（小島信一君） わかりました。

次、国補道路、これに関して今回9,800万円、工事は上がっていますが、具体的に幾つか大きなところだけでも教えていただけませんか。

○委員長（金澤良司君） 渡邊道路維持課長。

○道路維持課長（渡邊道記君） お答えします。

国の社会資本整備総合交付金事業の中の防災安全対策事業の中の交付金を活用するものでございまして、今回要望するところは、下館地区で4カ所、関城で2カ所、明野1カ所、協和1カ所、計8カ所で、総延長2,780メートルの舗装補修を行う予定でございまして。

○委員長（金澤良司君） 小島委員。

○副委員長（小島信一君） こういうものというのは、資料を請求するといいただけるものなのですか。

○委員長（金澤良司君） 渡邊道路維持課長。

○道路維持課長（渡邊道記君） 今回補正予算をお願いする箇所は、要求書に沿って提示できるものだと思います。

○委員長（金澤良司君） 次ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金澤良司君） 質疑を終結いたします。

次に、大久保都市整備課長、説明をお願いします。

○都市整備課長（大久保登志男君） 都市整備課、大久保です。よろしく申し上げます。

議案第63号「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」について、都市整備課所管の一般会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出でございまして。款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費、節28繰出金、説明欄、駐車場事業特別会計繰出金の152万3,000円の増額補正をお願いするものでございまして。内容につきましては、駐車場事業特別会計補正予算でご説明申し上げたいと思います。

以上が、議案第63号でございまして。よろしく申し上げます。

○委員長（金澤良司君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金澤良司君） 質疑を終結いたします。

次に、議案第68号「平成27年度筑西市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）」について審査をしていきたいと存じます。

それでは、大久保都市整備課長、説明を願います。

○都市整備課長（大久保登志男君） 議案第68号「平成27年度筑西市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）」について、議案第68号「平成27年度筑西市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして説明申し上げます。

平成27年度筑西市の駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年9月2日提出でございます。

4ページ、5ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入でございます。款3繰入金、項1目1節1一般会計繰入金、補正前2,394万5,000円に152万3,000円を追加いたしまして2,546万8,000円とする増額補正でございます。

次に、款4繰越金、項1目1節1繰越金、補正前500万円を152万3,000円減額いたしまして、347万7,000円とする減額補正でございます。平成26年度の駐車場事業特別会計の決算に伴う繰越金の確定によるものでございます。

以上でございます。ご審議のほどお願いします。

○委員長（金澤良司君） 説明が終わりました。

質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金澤良司君） 質疑を終結いたします。

これより議案第68号の採決をいたします。

議案第68号「平成27年度筑西市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（金澤良司君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で土木部所管について審査を終わります。

上下水道部、入室をお願いします。

それでは、上下水道部の所管に入ります。

初めに、議案第63号「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」のうち、上下水道部所管の補正予算について説明を願います。

深谷下水道課長。

○下水道課長（深谷和洋君） 下水道課、深谷でございます。よろしくお願いたします。それでは、始

めさせていただきます。

筑西市一般会計補正予算（第3号）のうち上下水道部所管の下水道事業の補正予算につきましてご説明申し上げます。4ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正、1、追加でございます。事項2段目、団地排水施設維持管理委託、期間、平成28年度から平成30年度まで、限度額4,506万円につきましては、大田郷駅前、鷹ノ巣、幸町の3団地汚水処理場維持管理及び玉戸マンホールポンプ保守点検の管理委託でございます。平成27年度で契約が満了となることから、引き続き平成28年度より3カ年の委託契約を締結するため、債務負担行為の設定をさせていただくものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（金澤良司君） 説明が終わりました。

質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金澤良司君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第63号について、各部の所管の説明、質疑を終了しました。

これより採決いたします。

議案第63号「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（金澤良司君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第66号「平成27年度筑西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、審査をしていきたいと存じます。

それでは、下水道課から説明を願います。

深谷下水道課長。

○下水道課長（深谷和洋君） ご説明申し上げます。

議案第66号「平成27年度筑西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」につきましてご説明申し上げます。

平成27年度筑西市の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

債務負担行為の補正。第1条、債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。平成27年9月2日提出でございます。

2ページをお開き願います。第1表、債務負担行為補正、1、追加でございます。事項、公共下水道施設維持管理委託、期間、平成28年度から平成30年度まで、限度額4億2,291万6,000円につきましては、下館と川島水処理センターの運転管理、砂原、中之島、旭ヶ丘汚水中継ポンプ場及びマンホールポンプ51カ所並びに流量計3カ所の保守点検の管理委託でございます。平成27年度で契約が満了となることから、引き続き平成28年度より3カ年の委託契約を締結するため、債務負担行為の設定をさせていただくものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（金澤良司君） ただいま説明がありました。

質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金澤良司君) 質疑を終結いたします。

これより議案第66号の採決をいたします。

議案第66号「平成27年度筑西市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(金澤良司君) 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第67号「平成27年度筑西市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」について、審査をしていきたいと存じます。

それでは、農業集落排水課から説明を願います。

和具農業集落排水課長、お願いします。

○農業集落排水課長(和具英雄君) 農業集落排水課の和具と申します。よろしく申し上げます。

それでは、説明させていただきます。議案第67号「平成27年度筑西市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」につきましてご説明申し上げます。

平成27年度筑西市の農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)。第1条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。平成27年9月2日提出でございます。

2ページをお開き願います。第1表、債務負担行為でございます。事項、農業集落排水処理施設維持管理委託、期間、平成28年度から平成30年度まで、限度額3億7,701万円につきましては、下館地区13地区、関城地区4地区、明野地区4地区、協和地区5地区、合計26地区の処理施設運転管理、汚泥処分及び水質分析、汚泥中継ポンプ施設の運転管理及び清掃、緊急時対応の管理委託でございます。今年度末に3カ年の管理委託契約が満了となることから、引き続き平成28年度より3カ年の委託契約を締結するため、債務負担行為の設定をさせていただくものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長(金澤良司君) 説明が終わりました。

質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金澤良司君) 質疑を終結いたします。

これより議案第67号の採決をいたします。

議案第67号「平成27年度筑西市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(金澤良司君) 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第71号「平成26年度筑西市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、審査をしてい

きたいと存じます。

それでは、水道課から説明を願います。

吉田水道課長。

○水道課長（吉田 孝君） 水道課の吉田でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第71号「平成26年度筑西市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」ご説明申し上げます。

平成26年度筑西市水道事業会計で生じた剰余金を別記のとおり処分したいので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定により、議会の議決を求めます。平成27年9月2日提出でございます。

次ページをお開き願います。別記、平成26年度筑西市水道事業剰余金処分計算書でございます。表中、最上段右端の未処分利益剰余金の当年度末残高18億6,833万1,437円のうち18億1,089万3,320円を議会の議決を経て資本金へ組み入れることにより、資本金の、最下段にあります処分後の残高が36億7,554万601円に、これに伴い未処分利益剰余金が、最下段にあります繰越利益剰余金となり、5,743万8,117円が建設改良費や企業債償還の補填財源として使用されます。未処分利益剰余金を資本金へ組み入れることになった理由でございますが、これは地方公営企業会計制度の見直しに伴う会計処理の変更でございます。事前に配布させていただきました資料に基づきご説明させていただきます。

お手元の議案第71号補足説明資料をごらん願います。1、表題1、会計制度の見直しによる「みなし償却制度」の廃止とありますが、今回未処分利益剰余金が発生した要因は、会計制度の見直しのうち、主なものとして、みなし償却制度の廃止によるものです。

では、内容を読み上げます。水道事業会計では、会計処理方法に「みなし償却制度」という制度がありました。この「みなし償却制度」は、補助金等により取得した固定資産の減価償却の際には、補助金等でない部分を帳簿価格とみなし、減価償却を行う制度でございました。この制度は、補助金等を充当して取得した固定資産は減価償却を行って当該の減価償却費を水道料金の原価に算入するということが適当でないということを踏まえて創設されたものでした。「みなし償却制度」は、法的に任意に選ぶことができまして、筑西市ではみなし償却をしたものとしていないもの、非みなし償却であります。数ある固定資産のうち混在しておりました。今回の会計制度の改正によりまして、「みなし償却制度」の廃止による会計処理上の変更が生じてきました。

続きまして、2枚目をおめくりいただきまして、別紙、固定資産に係る減価償却費の配列表をお開きください。上段の薄黄色のAの部分についてご説明申し上げます。上段の濃い黄色い部分のところ、同じところが3つございますが、これはみなし償却の補助金部分で、水道事業が始まってから平成25年度までで総額14億5,278万9,821円となります。この部分は、今まで減価償却を行っておりませんでしたので、今回新たに減価償却を行い、費用として計上するとともに、同じ額を収益化するということになりましたので、会計上、差し引きはゼロ円となります。

続きまして、中段の薄緑色のBの部分をご説明申し上げます。上段の黄緑色の部分のところ、3つありますが、これは非みなし償却の補助金部分で、水道事業が始まってから平成25年度までで32億2,365万7,988円となります。この部分は、既に減価償却を行っておりましたので、今回の改正により新たな減価

償却を行い、費用としては計上していませんが、同じ額を改正に伴い収益化いたしました。その結果、未処分利益剰余金として計上したものでございます。

続きまして、図の中ほどの縦長のピンクのCの部分、平成26年度分についてご説明申し上げます。上段のピンクの色の部分が平成26年度、単年度分ですが、みなし償却と非みなし償却の補助金部分で、総額1億9,385万8,708円となります。収益化し、同じく未処分利益剰余金として計上することになったものです。

続きまして、補足資料の1枚目にお戻りください。表題2番の、この結果、未処分利益剰余金が下記のようにになりましたについてご説明申し上げます。①は、平成25年までの繰越欠損金で16億4,862万3,376円の累積額であります。

②は、別紙Bの部分でありまして、今回発生いたしました、平成25年度までの未処分利益剰余金で32億2,365万7,988円であります。

続きまして、③は、別紙のCの部分でございます。今回発生いたしました、平成26年度単年度分の未処分利益剰余金で1億9,385万8,708円でございます。

④といたしまして、別紙には記載しておりませんが、創設等のために従来から引き当てられていました修繕引当金を今回の会計制度の見直しにより未処分利益剰余金へ計上したもので、4,200万円でございます。差し引きまして、未処分利益剰余金といたしまして18億1,089万3,320円となるものでございます。

次に、表題3番の資本金への組み入れでございますが、上記の未処分利益剰余金18億1,089万3,320円は、既に水道施設等の整備費として支出されており、現金としては残っていないものであります。これをこのまま未処分利益剰余金に計上しておくことは、会計上、好ましくないと判断されましたので、今回議会の議決を経まして、資本金への組み入れをお願いするものでございます。これにより議案第71号、別記のとおり資本金が36億7,554万601円に、繰越剰余金が5,743万8,117円となるものでございます。新たな現金収入が伴わない未処分利益剰余金を資本金に組み入れるという会計制度の見直しによる項目の変更でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（金澤良司君） 説明が終わりました。

質疑を願います。

森委員。

○委員（森 正雄君） 会計制度が余りわからないので、今話を聞いていてもという、ぼかぼかなのですが、この別記で未処分利益剰余金、資本金のほうへ、いわゆる積み立てるという、そういう考え方だと思うのです。それで、繰越利益剰余金って5,743万8,117円、これは剰余金として金があるということで、これは減債基金かなんかにいくわけではないのですか。

○委員長（金澤良司君） 吉田水道課長。

○水道課長（吉田 孝君） お答えします。

繰越利益剰余金は、留保資金のほうに入ります。それで、補填とかに使用されます。

以上でございます。

○委員長（金澤良司君） あとございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金澤良司君) 質疑を終結いたします。

これより議案第71号の採決をいたします。

議案第71号「平成26年度筑西市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(金澤良司君) 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で経済土木委員会の審査を終了いたします。

執行部は退室願います。ご苦労さまでした。

[執行部退席]

○委員長(金澤良司君) 以上をもちまして、経済土木委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前11時52分